

類型	答申番号	事件名	担当 部会	答申の 結論	付言の内容（報告等があった場合の改善結果）
①	平成 29 年度 答申第 4 号	大阪市療育手帳交付規則第 7 条に基づく療育手帳の交付決定処分に関する件	総務第 1 部会	棄却	本件処分については、判定機関における療育手帳の障がいの程度の区分の判定時に審査請求人に口頭で判定結果を説明しているものの、療育手帳の交付時には審査請求人に対して処分理由を書面で提示していない。しかしながら、市民の権利利益の保護を図る観点から処分理由を客観的に明示することが望ましく、今後、療育手帳の更新にあたり障がいの程度の区分が従前より軽度となる処分を行うにあたっては、処分理由を書面で提示することを検討されたい。 （直近諮問において改善なし）
③	平成 29 年度 答申第 16 号	差押処分、事業所税更正処分、事業所税過少申告加算金決定処分に関する件	税務第 1 部会	棄却	当審査会は、処分庁において、合理的期間が経過する前に速やかに、本件差押処分のうち利益配当請求権に係る部分について、差押えが解除されるべきであると考えているので、その旨を付言する。
③	平成 30 年度 答申第 9 号	生活保護法第 78 条に基づく返還金・徴収金決定に関する件	総務第 1 部会	棄却	処分庁は、被保護者が引っ越した段階で敷金返還の有無を確認し、返還金があれば速やかに収入申告を促す等事務の改善を図られたい。
③	平成 30 年度 答申第 17 号	平成 30 年 5 月 28 日付け法人市民税減免不承認処分に関する件	税務第 1 部会	棄却	公益社団法人等に係る法人市民税均等割の申告及び免除申請に関して、納税者の円滑な申告・申請手続の履行及び当該納税者の利便性にも鑑み、申告・申請期限等に関する法令及び当該申告等に係る手続の周知方法等について、改めて確認ないし検討するよう努められたい。

③	平成 30 年度 答申第 18 号	法人市民税減免不承認処分に関する件	税務第 1 部会	棄却	本件処分に対する当審査会の判断については、上記のとおりであるが、公益社団法人等に係る法人市民税均等割の申告及び免除申請に関して、納税者の円滑な申告・申請手続の履行及び当該納税者の利便性にも鑑み、申告・申請期限等に関する法令及び当該申告等に係る手続の周知方法等について、改めて確認ないし検討するよう努められたい。 （令和元年 10 月 10 日、市税条例を改正し、これまで申請に基づき減免していた、収益事業を行わない高い公益性を有する公益社団法人等について、当該法人の恒久的な担税力の弱さに着目し、減免ではなく課税免除とすることとした。）
①	平成 30 年度 答申第 21 号	旅館業法第 3 条第 1 項に基づく旅館業営業不許可処分に関する件	総務第 1 部会	棄却	本件不許可処分に係る不許可通知書では、不許可の理由として、本審査基準への不適合に加え、建築基準法担当部局の回答が付記されている。しかしながら、付記されている建築基準法担当部局による回答では、建築基準法上、当該建築物を旅館に用途変更することができない旨が記載されており、施設が安全である旨の回答が得られていないこととのつながりが必ずしも明確ではなく、申請者からみて一義的に理解し難いものであることは否定できない。今後、不許可処分を行うにあたっては、申請者において、容易に理解し得る理由の明示に努められたい。
④	平成 31 年度 答申第 1 号	生活保護法第 78 条に基づく徴収金決定に関する件	総務第 1 部会	一部認容、一部棄却	前記 4、(3)のとおり、現状では、被保護者に対して競馬、競艇等に起因する収入の取扱いが示されておらず、被保護者において申告義務の有無そのものを判断し難い事態が生じているといえる。被保護者の認識を促し、適正な生活保護行政を遂行するためにも、今後、競馬、競艇等を含む娯楽による収入の取扱いについての明確な基準を定めるとともに、被保護者への周知に努められたい。

② ①	令和元年度 答申第 16 号	大阪市重度心身障 がい者（児）住宅改 修費給付事業実施 要綱第 6 条の規定 に基づく住宅費改 修不支給決定に関 する件	総務第 2 部会	棄却	本件要綱に基づく住宅改修費の給付事業においては、要介護者等である重度心身障がい者は、要介護者等でない重度心身障がい者よりも、支給限度額や自己負担額、対象工事の内容の点で差が生じうる制度設計となっている。このような差を生じる場合があることにつき、重度心身障がい者の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するという本件要綱の趣旨を踏まえ、そのあり方について、検討されたい。 また、仮に、現在の制度設計を維持するとしても、本件要綱第 3 条第 2 項本文の文言は、受給資格喪失事由やその判断基準時が不明確であるので、申請を行う市民の便宜に配慮して、受給資格喪失事由やその判断基準時が明確になるよう、要綱の文言について検討されたい。 （要綱改正済み。参照：大阪市：大阪市重度心身障がい者（児）住宅改修費給付事業実施要綱（…>福祉局>要綱）（osaka.lg.jp）） 最後に、理由付記について、処分通知書には「給付の要件に該当しないため」と記載されているのみであり、添付されている別紙に、さらに詳しい処分理由が記載されていることが明らかではない。理由付記は、前記第 5 の 3 (2) イ記載のとおり、行政手続法第 8 条で義務付けられている重要な手続きであることから、被処分者が一見してわかるように、処分を通知した書面に理由を記載することが望ましい。また、直ちにそのような対応が難しい場合でも、処分を通知した書面に「処分理由は別紙記載の通り」と記載する等、処分理由がどこに記載されているかを明示するよう改善されたい。
----------------	---	---	---------------------	-----------	--

④	令和 2 年度 答申第 12 号	障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律第 76 条第 1 項の規定に基づ く補装具費支給決 定に関する件	総務第 2 部会	認容	市基準では、「下肢障がい 1 級または 2 級の者（体幹機能障がい・脳原性移動機能障がいを含む）で上肢障がい 7 級以上の手帳を有する者」との身体要件のみ規定されており、電動車椅子に係る事務取扱要領の基本的事項や日常生活や社会生活を踏まえた運用を行っていることについて、必ずしも明確でない。運用の実態が市基準に明確に反映されないままでは、「申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準」（行政手続法第 2 条第 8 号ロ）との趣旨から望ましくないとされる。よって、その点市基準のみによって明らかとなるよう検討されたい。 また、市基準 1(1)については、それぞれの要件判定にあたり、いかなる場合に更生相談所による医学的判定が必要とされるか明確にされているとはいえない。そのため、上記生活状況等からの電動車椅子の必要性も含め、更生相談所による医学的判定の要否の基準につき市基準で明らかとなるよう検討されたい。
---	--------------------------------------	--	-------------	----	---

④	令和 3 年度 答申第 2 号	障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律第 50 条第 1 項に基づく指定 障害福祉サービス 事業者指定の取消 し等に関する件	総務第 1 部会	一部認 容、一 部却下	(1) 理由の提示について 書面によって不利益処分を行うに際しては、行政手続法第 14 条第 1 項で理由の提示が求められているところ、同条同項が行政処分に理由を付すべきものとする趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を処分の名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるためと解される（最高裁平成 21 年（行ヒ）第 91 号同 23 年 6 月 7 日第三小法廷判決・民集 65 卷 4 号 2081 頁参照）。また、不利益処分を書面でするときは、その理由を書面により示さなければならないとされている（行政手続法第 14 条第 3 項）。 これに反して、不利益処分の通知書において処分の理由の記載がなされていない場合や、同一の処分の名宛人に対する複数の個別の不利益処分の通知書があるにもかかわらずそれぞれの通知書ごとに理由の記載がなされていない場合は、たとえ口頭で説明を行ったとしても、行政手続法第 14 条第 1 項に反する違法な処分となるので、通知書への理由の記載を徹底されたい。 なお、不利益処分に提示すべき理由は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたかを、処分の名宛人においてその記載自体から了知し得るものでなければならない。単に根拠規定を示すのみで、前述の要件を満たさない理由提示は、適法なものとはいえない。 特に、不利益処分をするか否かにつき行政庁の裁量判断が認められている場合においては、処分の名宛人が裁量判断の理由についても了知できるよう、判断にあたり依拠した処分基準のほか、その判断を支える主要な根拠事実を示されるよう、理由提示の内容についても十分なものとなるようにされたい。 (2) 審査請求人のいうホームページでの周知、報道機関による周知に関して【概
---	-------------------------------------	---	-------------	-------------------	---

					要】 法 51 条の規定によると、法 50 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したときは、都道府県知事（本件では市長）はその旨を公示しなければならないとされており、審査請求人に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについてはその旨が公示され、また処分庁のホームページにおいて公表されている。 本件処分 1、本件処分 2 及び本件処分 3 が取り消される場合には、審査請求人が請求の趣旨で求めているホームページでの周知、報道機関による周知の方法を採用するか否かについては別としても、上記の点を踏まえ、既に実施している指定取消に係る公示及び公表に係る適切な対応等を検討されることが望ましいと思料する。 （指定取消しの取消しについて、大阪市公報において公表）
--	--	--	--	--	---

①	令和 3 年度 答申第 6 号	児童福祉法第 24 条 第 3 項に基づく保 育施設・事業利用 調整及び保育所入 所保留処分に関す る件	総務第 2 部会	棄却	本件処分に係る「保育施設・事業利用調整結果通知書兼保育所入所保留通知書」には、本件処分の理由として、「利用申込をされた保育施設・事業については、利用可能数を上回る申込みがあったため、保育利用調整基準に基づく利用調整を行った結果による。」と記載されているが、かかる理由は、本件のように利用申込を行った保育施設・事業の受入対象の月齢ではなかったため入所保留となった場合には不適切といえる。仮に本件で、申込者の児童が利用可能年齢に達していなかったために入所保留となった旨の理由を付していれば、審査請求人が主張する選考の不備によって入所保留となったのではないことが容易に認識できたと思われることから、あえて審査請求を提起することまではしなかったのではないかということも考えられ得る。 処分庁においては、大量、反復かつ迅速に行われる全ての申込に対する保育施設・事業利用調整結果通知書兼保育所入所保留通知書に詳細な理由を付すことは困難であるかもしれない。しかし、本件のように、保育利用調整基準に基づく利用調整が行われていない場合は多くの事例が考えられるわけでもなく、事案に応じた具体的な理由を付すことはさほど困難とも言えない。そのような具体的な理由を付すことは、処分に係る公正の確保及び透明性の向上を図り、併せてその不服申立てに便宜を与えるという行政手続法第 8 条の規定の趣旨に適うと考える。よって、このような例外的な場合において付すべき理由については具体的な事案に応じたものとする等、市民にとってわかりやすい処分理由とするための工夫をすることが望ましいと思料する。
---	-------------------------------------	---	-------------	----	--

①	令和 3 年度 答申第 7 号	生活困窮者自立支援法第 6 条第 1 項の規定に基づく生活困窮者住居確保給付金不支給決定処分に関する件	総務第 1 部会	棄却	本件処分に係る「住居確保給付金不支給決定通知書」には、本件処分の理由として、「再支給の要件に該当しないため」と記載されているが、一般的には、かかる記載のみから、再支給の要件のうち、いかなる要件について非該当と判断されたのかが容易に了知できるとは必ずしもいえない。 本件においては、審査請求人は令和〇年〇月〇日に処分通知を受け、同年同月〇日に本件審査請求を行っていること、当該審査請求書記載の審査請求の理由において「平成〇年〇月〇日をもって解雇された」旨を記載していることから、審査請求人においては本件申請に際して処分庁の担当者との間で、申請において審査請求人の主張する平成〇年〇月〇日をもって解雇されたとする点、本件申請の判断を左右するものであることを了知していると推認できることから、本件の処分理由の記載が直ちに行政手続法第 8 条に反して違法であるとはまではいえない。しかし、処分理由を具体的に記載することは、当該処分に係る公正の確保及び透明性の向上を図り、併せてその不服申立てに便宜を与えるという行政手続法第 8 条の規定の趣旨に適うと考える。 確かに、処分庁においては、大量、反復かつ迅速に行われる全ての申込に対する住居確保給付金不支給決定通知書に詳細な理由を付すことは困難であるかもしれない。しかし、給付金の支給要件については支援法や施行規則の規定ぶりからもある程度類型化された事案が想定されるため、事案に応じた具体的な理由を付すことは手続の円滑な遂行を妨げるおそれがあるとまでは言えない。 よって、住居確保給付金不支給決定に付すべき理由については具体的な事案に応じたものとする等、市民にとってわかりやすい処分理由とするための工夫をすることが望ましいと思料する。 （不充足要件ごとに理由例を作成）
---	-------------------------------------	---	----------	----	--

①	令和 3 年度 答申第 9 号	住民基本台帳法に 基づく住民異動届 （世帯分離）の不 受理処分に関する 件	総務第 2 部会	棄却	本件処分に関し処分庁が不受理決定通知に付した理由は、「同一の住所地で生活している夫婦については、民法第 752 条により夫婦間の扶助義務があるため。」とのことである。民法第 752 条により同一生計が推定されることからこれ自体誤った記載でないことは上記のとおりであるが、そもそもの前提たる「世帯とは、居住と生計をともにする社会生活上の単位である。」という行政解釈を記載し、それに加えて、「審査請求人は妻と居住をともにしており、妻との間で生計を別に行っている実態が認められない。」旨記載すれば、審査請求人としても、処分庁が「世帯」についてどのように考え、今回世帯分離が認められなかったのはどの点が理由になっているのかより良く理解できたものと思われる。 （理由付記例を作成の上処分庁に周知）
---	-------------------------------------	---	-------------	----	---

② ⑤	令和 3 年度 答申第 10 号	大阪市成年後見制度後見人等報酬助成決定処分に関する件	総務第 1 部会	棄却	(1) 法に基づく地域支援事業の一つとして実施される成年後見制度利用支援事業については、これを実施する各地方公共団体において諸般の事情を考慮した上で制度設計をするものではあるが、法で定める目的（法第 1 条で掲げる「この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。」）に鑑みれば、介護保険制度を利用する者が利用しやすい制度であることが望ましいといえる。 そうであれば、後見人等報酬助成を申請する利用者にとって、申請手続きにあたり助成を受けることができるのか否かについて予測可能性を担保しておくことが求められ、助成額の認定の基準となる要綱については、申請する者が申請にあたり誤解などをしないよう、要綱の規定の明確性をあげることが望ましいといえる。 さらに、決定書において決定された助成額の内訳についても申請者が把握できるような様式等にするなどの工夫が望ましいと思料する。 （要綱・要領について改正済み） (2) また、後見人においては、被後見人が入院中であつたとしても、退院を目指し、被後見人が病院以外の場所において多様な生活をしていくことを目的として後見業務を行うことについても理解できるところがあるといえ、被後見人の居住形態だけでは具体的な後見業務の内容について測りきれない側面も否定で
--------	--------------------------------------	----------------------------	----------	----	--

					きないものである。 後見人の業務の対価としての後見報酬に対する助成である点を踏まえ、被後見人の形式的な居住形態からのみ後見業務を評価する方法以外にも後見業務の目的等の事情も実質的に考慮できるような方法が助成制度として採用できるかを財政的事情も勘案したうえで検証をするなど、真に後見報酬の捻出が困難な者にとって受け皿となるような制度となっているかについて、今後も検証されることを切に望む。
③	令和 3 年度 答申第 13 号	固定資産税及び都市計画税賦課決定処分に関する件	税務第 1 部会	棄却	本件処分に対する当審査会の判断については前記のとおりであるが、本件各土地については、処分庁の主張にもあるように、平成 22 年 4 月 9 日以降、令和 3 年度の賦課期日までのいずれかの時期にコインパーキングとして使用されたと推認できるものである。 したがって、本件各土地については、コインパーキングとして一体利用されているという利用形態の変化を適時に把握して、直ちに評価替えを行い、翌年度以降の賦課決定処分に反映し、適正・公平な課税事務に努めるべきであったと思料する。

①	令和 3 年度 答申第 16 号	生活困窮者自立支援法第 6 条第 1 項の規定に基づく生活困窮者住居確保給付金不支給決定処分に関する件	総務第 1 部会	棄却	本件処分に係る「住居確保給付金不支給決定通知書」には、本件処分の理由として、「支給要件に不適合のため（添付書類不備）」と記載されているが、一般的には、かかる記載のみから、給付金の支給期間延長に係る支給要件のうち、いかなる要件について非該当と判断されたのかが容易に了知できるとは必ずしも言えない。 本件においては、審査請求人は令和〇年〇月〇日付けで処分通知を受け、同年同月〇日に本件審査請求を行っていること、当該審査請求書記載の審査請求の理由において「お給料は去年の 6 分の 1 近くまで減少」している旨を記載していることから、審査請求人においては、少なくとも、減収の状況が続いているという点が本件申請の判断を左右するものであることを了知していると推認できることから、本件の処分理由の記載が直ちに行政手続法第 8 条に反して違法であるとまでは言えない。 しかし、処分理由を具体的に記載することは、当該処分に係る公正の確保及び透明性の向上を図り、併せてその不服申立てに便宜を与えるという行政手続法第 8 条の規定の趣旨に適うと考える。 確かに、処分庁においては、大量、反復かつ迅速に行われる全ての申込に対する住居確保給付金不支給決定通知書に詳細な理由を付すことは困難であるかもしれない。しかし、給付金の支給要件については支援法や施行規則の規定ぶりからもある程度類型化された事案が想定されるため、事案に応じた具体的な理由を付すことは手続の円滑な遂行を妨げるおそれがあるとまでは言えない。 よって、住居確保給付金不支給決定に付すべき理由については具体的な事案に応じたものとする等、これからも市民にとってわかりやすい処分理由とするための工夫をすることが望ましいと思料する。
---	--------------------------------------	---	----------	----	---

					(不充足要件ごとに理由例を作成)
--	--	--	--	--	------------------

②	令和 3 年度 答申第 21 号	住民基本台帳法に 基づく住民票の写 し不交付処分に関 する件	総務第 2 部会	棄却	(1) 市要領第 7 章 - 8 - (7) - ② - ア - A の記載について 市要領の標記部分に、「住民票の写し等の交付申出には、法第 12 条の 3 第 1 項の各号に掲げる者（法第 20 条 3 の附票の写しの交付申出について同じ）に該当しないものとして、法第 12 条第 6 項（これを準用する法第 20 条 1 項に係る附票の写しの交付請求についても同じ）に基づき、不当な目的によるものとして拒否をする。」とあるが、第三者からの申出の場合の適用条項として、以下の理由から正しくないと思われる。 市要領は、法第 12 条第 6 項に基づき不当な目的によるものとして拒否するとあるが、同条は、本人等から請求があった場合の規定であり、本人等以外の者からの交付申出の規定である法第 12 条の 3 は、法第 12 条第 6 項を準用していない。この点、法務省要領には、「加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合」に「不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第 12 条の 3 第 1 項各号、第 15 条の 4 第 3 項各号、第 20 条第 3 項各号若しくは第 21 条の 3 第 3 項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。」（傍点審査会。法務省要領は、法にあわせて、「請求」と「申出」を使い分けている。）とあり、本人等請求の場合には、「不当な目的があるものとして請求を拒否し」（住民票の場合法第 12 条第 6 項。住民票の除票の場合法第 15 条の 4 第 5 項において、戸籍の附票の場合法第 20 条第 5 項において、戸籍の附票の除票の場合法第 21 条の 3 第 5 項において、それぞれ法第 12 条第 6 項を準用。）、本人等以外の者からの交付申出の場合には、対象物が住民票の場合（法第 12 条の 3）、除票の場合（法第 15 条の 4）、戸籍の附票の場合（法第 20 条）、戸籍の附票の除票の場合（法第 21 条の 3）に分けて、それぞれ、主体的要件（法第 12 条の 3 第 1 項各号等）非該当により拒否することとされている。また、このような解
---	--------------------------------------	---	-------------	----	---

				積は、大阪高裁平成 29 年（行コ）第 158 号同 30 年 1 月 26 日判決・判時 2375・2376 号 182 頁も合理性を有するものと認めているところである。 よって、大阪市として、国と異なる解釈を採るのでない限り、法務省要領と平仄を合わせるよう改善されたい。 また、現状、市要領の「ア 加害者からの請求がなされた場合」（この部分も、厳密には、「請求（申出）」とするのが適切と思われる。）として、法第 12 条の 3 と法第 20 条の適示しかないが、上記のとおり、加害者からの請求・申出の条文は、本件の法第 15 条の 4 を含めて他にもあるので、法務省要領のように該当し得る条文を網羅するよう修正されたい。 (2) 市要領第 7 章 - 8 - (7) - ② - ア - C の記載について 市要領の標記部分に、「加害者等から訴訟手続きで被害者の住民票の写し等交付請求があった場合は、裁判所において手続の教示を受けられることを説明した上で、具体的な手続については裁判所に相談するよう案内する。裁判所から、訴訟の被告に関する民事訴訟法第 151 条若しくは第 186 条又は家事事件手続法第 62 条に基く、被告の住所に関する調査嘱託があればこれに回答する。」とあるが、住民票の写し等が必要な場面は、「強制執行」を目的とする本件がまさにそうであるように、訴訟手続きに限られるものではない。 よって、平成 30 年通知②の記載のとおり、「訴訟を提起する場合等」、「被告等」のように、強制執行手続きのような訴訟手続きとは言い切れない手続きも含む表現とするよう改善されたい。
--	--	--	--	---

①	令和 3 年度 答申第 22 号	児童福祉法第 24 条 第 3 項に基づく保 育施設・事業利用 調整及び保育所入 所保留処分に関す る件	総務第 1 部会	棄却	本件保留通知書の処分理由の記載について、審査庁は、「利用申込をされた保育施設・事業については、利用可能数を上回る申込みがあったため、保育利用調整基準に基づく利用調整を行った結果による」との記載によって、被処分者において処分理由を了知するものとしているが、保育施設・事業利用調整の結果である保育所入所保留処分が申込をした児童及びその保護者に与える影響の大きさに鑑み、保育所入所保留処分における被処分者に対する処分理由の伝え方については、以下の項目に関する点を踏まえつつ、一層改善の検討を進めていくことが望ましいと思料する。 (1) 利用申込者自身の基本点数及び調整指数 利用申込者自身の基本点数及び調整指数は、利用調整基準に従い保育所等利用申込者の児童ごとに個別に算定されるものであるが、利用調整基準は公表されており、利用申込者は自身の世帯の状況等を利用調整基準に画一的に当てはめることで当該児童の基本点数及び調整指数を確認できるものである。 処分理由の提示の趣旨の一つが、処分理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与えることであることを踏まえると、これらの事項を明示しないと、利用申込者の認識とは異なる基本点数及び調整指数が算定されていた場合に不服申立の機会を奪われ得ることになり、その趣旨に反するほか、仮に算定された基本点数及び調整指数に誤りがあった場合、その状態が放置され、利用調整が適切に行われないこととなるおそれがある。そのため、これらの事項については、一般的には、保留通知書に明記する等、適当な方法により処分と同時に利用申込者に明示することが望ましいと思われる。一律的に形式的にその明記が困難である場合には、少なくとも保留通知書に「個別の基本点数等についての詳細はお問い合わせください」などの記載をすることも適当な方法として考
---	--------------------------------------	---	-------------	----	--

				え得るものである。 (2) 申込みをした保育所等ごとの募集人数、申込者数及び内定者数 理由提示の程度については、いかなる事実関係に基づきいかなる審査基準を適用して当該処分がされたのかが、その記載自体から了知しうるものでなければならぬと解されることに鑑みれば、申込みをした保育所等ごとの募集人数、申込者数及び内定者数は、処分の前提となる事実関係であることから、本来、処分理由として明示することが望ましいと思われるが、これらの事項は、申込みをした多数の保育所等ごとに異なるため、保育所等利用調整のように一時に大量の処分を行わなければならない場合、利用保留となった全ての申込者に対し、申込みに係る全ての保育所等について個別に記載することは、事務処理上相当な困難を伴うものと考えられる。 そのため、これらの事項は、例えば、処分庁のホームページで公表した上で、保留通知書にその旨を記載する等の方法により示すことも考え得るものである。 (3) 申込みをした保育所等ごとの利用申込者自身の児童の順位並びに入所内定した世帯の児童のうち最も順位の低い者の基本点数及び調整指数の合算点数 申込みをした保育所等ごとの利用申込者自身の子どもの順位並びに入所内定した世帯の児童のうち最も順位の低い者の基本点数及び調整指数の合算点数は、利用調整の結果、保育所等の利用保留とされた場合に、どのような事由によってその保育所等に入所する児童が決定されたか、また、その保育所等の利用調整の中で利用申込者自身の児童の位置を把握できるという点で、いかなる事実関係により処分がされたかを知るために有益な情報であると言える。 これらの事項を処分理由として明示した場合、保育所等の利用調整の性質上、
--	--	--	--	---

					他の申込者の児童の具体的な養育状況、各家庭における保護者の勤務状況等のプライバシーに係る事項が推認される場合もあり得るため、具体的な事情まで踏み込んで保留通知書に記載することは、困難を伴うものであり、処分理由として一律に記載することには問題があるものの、プライバシーや個人情報への配慮を前提としつつ、提供内容や提供方法の工夫について検討をすることが望ましい。
--	--	--	--	--	--

①	令和 3 年度 答申第 23 号	児童福祉法第 24 条 第 3 項に基づく保 育施設・事業利用 調整及び保育所入 所保留処分に関す る件	総務第 1 部会	棄却	本件保留通知書の処分理由の記載について、審査庁は、「利用申込をされた保育施設・事業については、利用可能数を上回る申込みがあったため、保育利用調整基準に基づく利用調整を行った結果による」との記載によって、被処分者において処分理由を了知するものとしているが、保育施設・事業利用調整の結果である保育所入所保留処分が申込をした児童及びその保護者に与える影響の大きさに鑑み、保育所入所保留処分における被処分者に対する処分理由の伝え方については、以下の項目に関する点を踏まえつつ、一層改善の検討を進めていくことが望ましいと思料する。 (1) 利用申込者自身の基本点数及び調整指数 利用申込者自身の基本点数及び調整指数は、利用調整基準に従い保育所等利用申込者の児童ごとに個別に算定されるものであるが、利用調整基準は公表されており、利用申込者は自身の世帯の状況等を利用調整基準に画一的に当てはめることで当該児童の基本点数及び調整指数を確認できるものである。 処分理由の提示の趣旨の一つが、処分理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与えることであることを踏まえると、これらの事項を明示しないと、利用申込者の認識とは異なる基本点数及び調整指数が算定されていた場合に不服申立の機会を奪われ得ることになり、その趣旨に反するほか、仮に算定された基本点数及び調整指数に誤りがあった場合、その状態が放置され、利用調整が適切に行われないこととなるおそれがある。そのため、これらの事項については、一般的には、保留通知書に明記する等、適当な方法により処分と同時に利用申込者に明示することが望ましいと思われる。一律的に形式的にその明記が困難である場合には、少なくとも保留通知書に「個別の基本点数等についての詳細はお問い合わせください」などの記載をすることも適当な方法として考え得る
---	--------------------------------------	---	-------------	----	--

				ものである。 (2) 申込みをした保育所等ごとの募集人数、申込者数及び内定者数 理由提示の程度については、いかなる事実関係に基づきいかなる審査基準を適用して当該処分がされたのかが、その記載自体から了知しうるものでなければならぬと解されることに鑑みれば、申込みをした保育所等ごとの募集人数、申込者数及び内定者数は、処分の前提となる事実関係であることから、本来、処分理由として明示することが望ましいと思われるが、これらの事項は、申込みをした多数の保育所等ごとに異なるため、保育所等利用調整のように一時に大量の処分を行わなければならない場合、利用保留となった全ての申込者に対し、申込みに係る全ての保育所等について個別に記載することは、事務処理上相当な困難を伴うものと考えられる。 そのため、これらの事項は、例えば、処分庁のホームページで公表した上で、保留通知書にその旨を記載する等の方法により示すことも考え得るものである。 (3) 申込みをした保育所等ごとの利用申込者自身の児童の順位並びに入所内定した世帯の児童のうち最も順位の低い者の基本点数及び調整指数の合算点数 申込みをした保育所等ごとの利用申込者自身の子どもの順位並びに入所内定した世帯の児童のうち最も順位の低い者の基本点数及び調整指数の合算点数は、利用調整の結果、保育所等の利用保留とされた場合に、どのような事由によってその保育所等に入所する児童が決定されたか、また、その保育所等の利用調整の中で利用申込者自身の児童の位置を把握できるという点で、いかなる事実関係により処分がされたかを知るために有益な情報であると言える。 これらの事項を処分理由として明示した場合、保育所等の利用調整の性質上、
--	--	--	--	--

					他の申込者の児童の具体的な養育状況、各家庭における保護者の勤務状況等のプライバシーに係る事項が推認される場合もあり得るため、具体的な事情まで踏み込んで保留通知書に記載することは、困難を伴うものであり、処分理由として一律に記載することには問題があるものの、プライバシーや個人情報への配慮を前提としつつ、提供内容や提供方法の工夫について検討をすることが望ましい。
--	--	--	--	--	--